淀川労務協会ＦＡＸ通信 2021-11

Yodogawa Labor Management Society／Fax Information

〒532-0011 大阪市淀川区西中島３丁目８番２号ＫＧビル１０Ｆ
TEL (06)6838-1711　FAX (06)6838-1789
Email　info@yodogawaroukyou.gr.jp
URL　http://www.yodogawaroukyou.gr.jp

Monthly Hot News

2022年１月１日より、雇用保険マルチジョブホルダー制度が新設されます

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは

- 複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち２つの事業所での勤務を合計して以下の適用対象者の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。
- マルチ高年齢被保険者であった方が失業した場合(※1)には、一定の要件(※2)を満たせば、高年齢求職者給付金（被保険者であった期間に応じて基本手当日額(※3)の30日分または50日分の一時金）を受給することができるようになります。

(※1) ２つの事業所のうち１つの事業所のみを離職した場合でも受給することができます。ただし、上記２つの事業所以外の事業所で就労をしており、離職していないもう１つの事業所と当該３つ目の事業所を併せて、マルチ高年齢被保険者の要件を満たす場合は、被保険者期間が継続されるため受給することができません。
(※2) 離職の日以前１年間に、被保険者期間が通算して６か月以上あること等の要件があります。
(※3) 原則として離職の日以前の６か月間に支払われた賃金の合計を180で割って算出した金額の、およそ５～８割となっており、賃金の低い方ほど高い率となります。

雇用保険マルチジョブホルダー制度の適用対象者

マルチ高年齢被保険者となるには、労働者が以下の要件をすべて満たすことが必要です。
加入後の取扱いは通常の雇用保険の被保険者と同様で、任意脱退はできません。

① 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
② ２つの事業所（１つの事業所における１週間の所定労働時間が５時間以上20時間未満）の労働時間を合計して１週間の所定労働時間が20時間以上であること
③ ２つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

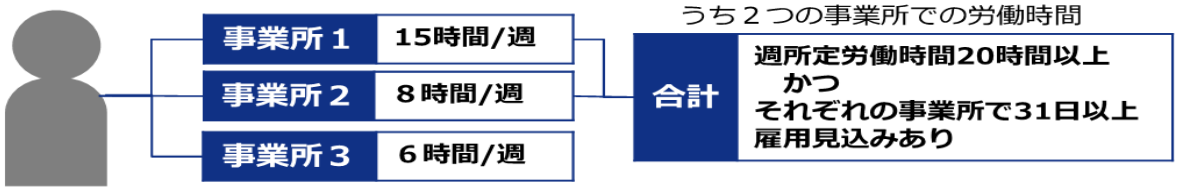

65歳以上
２つ以上の
事業所で雇用

※ 上記の１と２の事業所で雇用保険の適用を受けた場合、２を離職しても、１と３の労働時間が週20時間以上あるため、１と２で喪失に係る届出後、改めて１と３の雇入に係る届出が必要です。

基本的な手続の流れ

通常、雇用保険資格の取得・喪失手続は、事業主が行いますが、雇用保険マルチジョブホルダー制度は、マルチ高年齢被保険者としての適用を希望する本人が手続を行う必要があります。事業主の皆さまは、本人からの依頼に基づき、手続に必要な証明（雇用の事実や所定労働時間など）を行ってください。これを受けて、本人が、適用を受ける２社の必要書類を揃えてハローワークに申し出ます。
※マルチジョブホルダーがマルチ高年齢被保険者の資格を取得した日から雇用保険料の納付義務が発生します。

脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する４つのポイントについて

2021年9月に「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について(令和3年9月14日 基発0914第1号)」（以下、新基準）が発表され、翌日より新基準の適用が開始されました。

① 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化

【改正前】 発症前１か月におおむね 100 時間または発症前２か月間ないし６か月間にわたって、１か月あたり 80 時間を超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

【改正後】 上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

② 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の負荷要因を見直し

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、以下の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因	勤務時間の不規則性	休日のない連続勤務
		勤務間インターバルが短い勤務 ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業までをいいます
	その他事業場外における移動を伴う業務	
	心理的負荷を伴う業務　※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました	
	身体的負荷を伴う業務	

③ 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化

業務と発症との関連性が強いと判断できる場合として、以下の例を示しました。

短期間の過重業務	発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
	発症前おおむね１週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合

異常な出来事	業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
	事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合
	生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
	著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
	著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

④ 対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加

【改正前】 不整脈が一義的な原因となった心不全症状等は、対象疾病の「心停止（心臓性突然死を含む）」に含めて取り扱っていました。

【改正後】 心不全は心停止とは異なる病態のため、新たな対象疾病として「重篤な心不全」を追加しました。「重篤な心不全」には、不整脈によるものも含みます。

賞与に対する保険料の計算方法について ～届出は支給の有無に関わらず必要です

(1) 社会保険料（協会けんぽ・厚生年金保険の場合）の計算方法（本人負担分）

被保険者それぞれの総支給額の 1000 円未満を切り捨てた額に、健康保険（※大阪府の場合）5.145%（介護該当者は 6.045%）、厚生年金 9.150%を乗じた額です。保険料計算対象額の上限は、健康保険 573 万円（4 月 1 日から翌 3 月 31 日の累計）、厚生年金 150 万円（1 回ごと）です。

組合管掌・基金等にご加入の事業所様に関しましては、料率が異なりますのでご注意ください。

（※）健康保険（協会けんぽ）の保険料率は、都道府県別に決められた料率（例：大阪 5.145%　京都 5.030%　兵庫 5.120%　奈良 5.000%　滋賀 4.890%）での計算になります。
（介護保険該当者は、介護保険料率【全国一律で 0.900%】を加算してください）
※介護保険該当者とは介護保険第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）です。
また、健康保険対象額の累計方法については、転職した場合は申し出により通算されます。

(2) 雇用保険料の計算方法（本人負担分）

被保険者それぞれの総支給額に 3/1000（建設の事業は 4/1000）を乗じた額です。

(3) 被保険者負担分に１円未満の端数がある場合

50 銭以下を切り捨て、50 銭 1 厘以上は切り上げて 1 円となります。
（ただし、慣習的な取扱い等の特約がある場合は、特約に基づき端数処理をして下さい）